

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 俸給月額の改定

一 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。（法第一条の規定による改正後の別表第三関係）

二 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百万九千円、国务大臣等は百四十六万五千円、内閣法制局長官等は百四十万五千円とする等の改定を行うこと。（法第二条の規定による改正後の第三条、附則第三項並びに別表第一、別表第二及び別表

第三関係）

第二 期末手当の改定

一 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十七・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十二・五に引き下げること。（法第二条の規定による改正

後の第七条の二関係)

第三 日額手当の改定

常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万七千百円とすること。(第四条関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二、第二の二及び第三は平成二十七年四月一日から施行し、第一の一は平成二十六年四月一日から適用すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。